

京都市勧業館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市勧業館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市勧業館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 1バスの項中「2,500円」を「2,610円」に改め、同表その他の自動車の項中「500円」を「520円」に改め、同表2備考以外の部分中

1,512
1,080
432
1,944
3,240
2,376
1,890
2,160
270
2,160
918
486
1,080
108
54
11,124
5,616
28,404
21,276
14,256
7,128
29,808
14,904
2,808
1,512

を

1,540
1,100
440
1,980
3,300
2,420
1,925
2,200
275
2,200
935
495
1,100
110
55
11,330
5,720
28,930
21,670
14,520
7,260
30,360
15,180
2,860
1,540

に改める。

1, 296
9, 936
4, 968
25, 488
19, 116
12, 744
6, 372
26, 784
13, 392
2, 484
1, 404
1, 188

1, 320
10, 120
5, 060
25, 960
19, 470
12, 980
6, 490
27, 280
13, 640
2, 530
1, 430
1, 210

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市勧業館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による駐車場及び付属設備の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局産業企画室)